

MSP サービスの契約プランの数量に応じた割引約款

第1章 総則

第1条(通則)

1. この約款は、株式会社ネットアシスト(以下「当社」という)が提供する「MSP サービス」の、利用契約を締結した者・事業者(以下「利用者」という)が、MSP サービスの契約プランの数量(以下「契約数」という)に応じて既定のMSP サービス利用料(以下「利用料」という)から割引(以下「数量割引」という)を適用されるために必要な事項を定めます。

第2条(適用条件)

利用者が数量割引を適用されるにあたり、次の条件を満たしている必要があります。

1. MSP サービスの契約プランの数量が、当社の規定する割引指標を満たしていること。

第3条(割引率の決定)

1. 利用料の割引率は、当社の規定により利用者の契約数に応じて決定されます。
2. 割引率・割引額は契約書もしくは注文書、納品書に明記され利用者に通知されます。

第4条(割引の適用)

1. 当社は、当社のサービス料金表において定められた利用料より、前条1項にて決定された割引率から算出した割引額を差し引いた金額を、利用料として利用者に請求します。
2. 契約月の途中で契約数に変更(増加・減少)があった場合、当該増減については次のとおり算出します。
増加 当月の割引率・割引額は日割り計算で算出し、翌月以降は前条1項に基づき新たに算出
減少 翌月以降前条1項に基づき新たに算出

第5条(割引適用の開始時期)

1. 当社は、契約書もしくは注文書を受理した月末より数量割引を適用した利用料を利用者に請求するものとします。

第6条(約款の変更)

1. 当社が、この約款において定められた割引適用および割引率、利用者の利用料に関わる内容を変更する場合、変更が適用される1ヶ月以上前に利用者に通知を行うものとします。
2. 利用者に対する通知は、利用者があらかじめ指定したメールアドレス宛に電子メールを送信する、もしくは弊社ホームページ(<http://www.netassist.ne.jp/>)に掲載する方法にて行うものとします。

附 則

この約款は 2019 年 7 月 1 日より適用されます。